

(仮称) 小金井市立図書館中長期計画策定支援業務委託
プロポーザル方式業者選考実施要領

1 業務の概要

(1) 件名

(仮称) 小金井市立図書館中長期計画策定支援業務委託

(2) 事業の目的

本業務は、平成30年3月に、小金井市図書館協議会（以下「協議会」という。）からの答申「小金井市立図書館の在り方について」を受けて、平成30年11月に改訂した「小金井市立図書館運営方針（改訂版）」（以下「運営方針」という。）が令和3年度末に計画期間終了となるにあたり、現行の運営方針の進捗状況、小金井市における図書館行政の現状・課題等を把握し、最近の社会動向や変化を踏まえ、運営方針を包括した「(仮称) 小金井市立図書館中長期計画」（以下「中長期計画」という。）を策定することを目的とします。

(3) 業務の内容

※別紙「(仮称) 小金井市立図書館中長期計画策定支援業務委託 仕様書（案）」の通り

(4) 履行期間

契約確定日の翌日から令和4年3月31日まで

(5) 予算額（見積限度額）

7,264千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※上限額を超えた提案は無効とします。

(6) 支払方法

業務完了後一括払い

2 実施方式

公募型プロポーザル方式

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）及び次点者を選定するために「(仮称) 小金井市立図書館中長期計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

あらかじめ定められた審査基準に基づき、審査委員会で公正な審査を行い、候補者及び次点者を選定します。

本業務委託の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と小金井市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉がまとまらない場合は、次点者に選定された者と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

本プロポーザルへ参加するための資格要件（以下「資格要件」という。）は、次に示す全ての事項に該当する者とします。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「小金井市」の登録がなされている者であること。又は現に登録がない者で、本件契約手続き開始までに「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」により入札参加資格審査申請を行い、申請先自治体に「小金井市」の登録を行うことができる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 小金井市から指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと。
- (4) 小金井市契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしているとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしている

とき、手形又は小切手が不渡りとなっているとき等。)にないこと。

- (7) 図書館基本計画・基本構想、運営計画、サービス計画、子ども読書活動推進計画等の策定・改訂等支援業務、図書館関連の調査業務、図書館評価の支援業務等、公共図書館に関する官公署からのコンサルティング業務受託実績（ただし、専ら図書館施設の維持管理のみに特化した計画（個別施設計画等）、調査及び令和3年3月31日までに履行完了していない業務は対象外とする。）を、過去5年間において2件以上有すること。
- (8) 図書館基本計画・基本構想、運営計画、サービス計画、子ども読書活動推進計画等の策定・改訂等支援業務、図書館関連の調査業務、図書館評価の支援業務等、公共図書館に関する官公署からのコンサルティング業務従事実績（ただし、専ら図書館施設の維持管理のみに特化した計画（個別施設計画等）、調査は対象外とする。）を有し、継続的な雇用関係にある業務責任者を充てることが可能であること。業務責任者は本委託業務全般に渡り技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理することが可能であること。

6 プロポーザル日程について

番号	内 容	期 日 等
1	プロポーザル実施要領等の配布	令和3年4月6日（火）～ 令和3年4月14日（水）
2	参加希望申請書等の提出期限	令和3年4月14日（水）
3	参加資格の結果通知発送	令和3年4月16日（金）
4	説明会の開催（予定）	令和3年4月21日（水）
5	質問書の提出期限	令和3年4月23日（金）
6	質問書に対する回答	令和3年4月27日（火）
7	企画提案書等の提出期限	令和3年5月14日（金）
8	第一次審査（書類審査）	令和3年5月19日（水）
9	第一次審査の結果通知発送	令和3年5月21日（金）
10	第二次審査（企画提案書の審査、プレゼンテーション及びヒアリングの実施）（予定）	令和3年5月27日（木）
11	第二次審査の結果通知発送（予定）	令和3年6月4日（金）
12	事業候補者の決定（予定）	令和3年6月11日（金）
13	契約締結（予定）	令和3年6月下旬

7 プロポーザル実施要領等の配布場所及び期間

(1) 配布場所 「17 問合せ先」のとおり

※小金井市公式ホームページ及び小金井市立図書館公式ホームページからもダウンロードできます。

(2) 配布期間 令和3年4月6日（火）から4月14日（水）（ただし、令和3年4月12日（月）を除く）まで

※配布時間は10時から17時までとします。

8 参加資格確認書類の提出

(1) 提出書類

様式番号	提出書類の名称	部数
1	参加希望申請書	1部
2	会社概要及び類似業務実績	1部

(2) 提出期限 令和3年4月14日（水）午後5時まで

(3) 提出方法 持参又は配達証明付書留郵便による郵送（当日必着）のいずれかにより提出してください。

※持参の場合、受付時間は令和3年4月6日（火）から4月14日（水）（ただし、令和3年4月12日（月）を除く）の10時から17時までとします。

(4) 提出先 「17 問合せ先」のとおり

(5) 資格要件の確認

提出書類を基に参加資格の確認を行い、令和3年4月16日（金）発送で結果を郵送で申請者へ通知します。

9 説明会

日時 令和3年4月21日（水）（予定）（30分程度）

※時間は、担当者から個別に連絡します。

場所 小金井市立図書館本館 小金井市本町1丁目1番32号

※説明会への参加がない場合でもプロポーザルへの参加は可能です。

10 質疑と回答

(1) 提出書類 質問書（様式3）

(2) 提出期限 令和3年4月23日（金）午後5時まで

- (3) 提出方法 電子メール、ファクシミリ又は持参
 (4) 提出先 「17 問合せ先」のとおり
 (5) 質問回答 令和3年4月27日(火)(予定)

※回答は、担当部署において事項別に取りまとめを行い、小金井市公式ホームページ及び小金井市立図書館公式ホームページに掲載します(個別回答は行いません。)

1.1 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
任意様式	提案の概要がわかる書類	A4	6部(記名1部、無記名5部)
任意様式	企画提案書(※1)	A4	6部(記名1部、無記名5部)
4	業務実施体制及び業務責任者の類似業務実績	A4縦	6部(記名1部、無記名5部)
任意様式	見積書	A4	6部(記名1部、無記名5部)
任意様式	国税及び地方税の滞納がないことを確認できる書類(※2)	A4	1部(正本)(※3)

※1：別紙「(仮称)小金井市立図書館中長期計画策定支援委託 仕様書(案)」に記載された業務をすべて網羅し、その上で事業者それぞれのプラスアルファの要素を加えた提案としてください。

※2：直近の納期限が到来している分の法人事業税及び地方法人特別税の納税証明書、納税証明書その1を提出してください。

※3：正本1部を、記名1部に添付してください。

※企画提案書等は上表の順序で製本し、インデックスをつけ、簡易なA4ファイルで提出してください。

なお、無記名分においては、事業者名が特定される記述やロゴマーク等は削除した上で、整えてください。

- (2) 提出期限 令和3年5月14日(金)午後5時まで
 (3) 提出方法 持参又は配達証明付書留郵便による郵送(当日必着)のいずれかにより提出してください。

※持参の場合、受付時間は小金井市立図書館本館の休館日(毎週月曜日及び毎月第

1 金曜日)を除く日の10時から17時までとします。

(4) 提出先 「17 問合せ先」のとおり

1.2 企画提案書の内容・記載を要する事項

- (1) 業務の視点について
- (2) 業務の実施方法について
- (3) 業務フロー及び業務遂行スケジュール
- (4) 仕様書に基づく提案者の業務手法及び優位性
- (5) 協議会・市民説明会等における支援内容について

1.3 プロポーザル審査方法

庁内に審査委員会を設置し、提案内容について「選定審査基準」に基づき、第一次審査及び第二次審査を行い、各提案者の順位を決め、第1位の者を候補者として選定します。また、第2位の者を次点者として併せて選定します。

(1) 審査基準 別紙「審査基準」のとおり

(2) 第一次審査（書類審査）

審査委員会において、提出された企画提案書等を対象に審査し、得点が高い順に上位5事業者を一次審査通過とします。

ただし、応募事業者が5者以下であった場合は第一次審査を行わないものとし、第二次審査のみで候補者及び次点者を選定します。

(3) 第二次審査（企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング）

① 審査委員会において、企画提案書の内容等についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、候補者及び次点者を選定します。

（第一次審査を実施した場合でも、候補者及び次点者の選定はあくまで第二次審査の結果のみによって行います。）

なお、総得点が高得点であっても仕様書に沿わない場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は、候補者に選定しないことがあります。

また、応募事業者が一者のみであった場合も第二次審査は実施することとし、第二次審査の評価が一定の水準を下回った場合は不合格とし、再度候補者選定を行うこととします。

② 審査は、非公開とします。

③ プレゼンテーション及びヒアリング実施方法

ア 一人につきプレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分程度とします。

イ 提出した資料を用いてプレゼンテーションを行います。

ウ 出席者は、3人以内とし、実際の業務において業務責任者となる者は必ず参加してください。

エ プレゼンテーション及びヒアリングは、必ず業務責任者が中心となって行ってください。

オ プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合、及び業務責任者の出席がない場合は、失格とします。

ただし、交通機関等の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに事務局に連絡してください。

カ プレゼンテーションに機器が必要な場合は、会場に用意するプロジェクター及びスクリーンの使用を可とします。ただし、パソコン等の機器は持参してください。

1.4 審査結果

(1) 第一次審査の結果は、令和3年5月21日（金）発送で企画提案書等を提出した全者に郵送で通知します。

(2) 第二次審査の結果は、令和3年6月4日（金）（予定）発送で第二次審査に参加した全者に郵送で通知します。

(3) 候補者に選定されなかった参加者は、審査結果を受け取った日の翌日から起算して7日（図書館本館の休館日を除く。）以内に、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができます。

(4) 前項により説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して10日（図書館本館の休館日を除く。）以内に書面により回答します。

1.5 事業候補者決定後の契約締結について

審査委員会が教育長に審査結果を報告し、教育長が候補者として決定した後、契約手続き（随意契約）を行います。

1.6 留意事項

- (1) 小金井市は、参加者が提出した資料（以下「参加者提出資料」という。）を次のとおり取扱うものとします。
 - ① 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とします。
 - ア 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
 - イ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ウ 日本語以外の言語で記載されているもの
 - エ 見積書の通貨が日本円で記載されていないもの
 - オ その他、設定した条件を満たしていない場合
 - ② 応募者から提出された書類等は、知的財産権に関する法的保護の観点から、参加意思確認書及び企画提案書の表題部分を除き返却します。（ただし、契約相手方となることが予定される者については、この限りではありません。）
 - ③ 小金井市が、本委託業務のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得て提案書の内容を無償で使用できるものとします。提出された書類は、選考を行う作業において必要な範囲で複製を作成することがあります。

なお、提案書類等は小金井市情報公開条例に基づき公表されることがあります。
- (2) 参加者は、参加希望申請書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。
- (3) 小金井市が提供する資料は、小金井市の許可なく公表及び目的外に使用することはできません。
- (4) 応募に際して要した費用は、参加者の負担とします。
- (5) 提出後の企画提案書等の修正又は変更はできません。また、提案書に記載した配置予定の業務責任者は、市が変更を求めた場合を除き、受託期間中、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- (6) 候補者が契約までに、応募資格等を喪失した場合や、契約に際して事故がある場合は、次点者を候補者とする場合があります。
- (7) 市ホームページ（入札契約情報）に掲載している「業務委託契約書（約款）」、「小金井市競争入札等参加者心得」及び「小金井市契約における暴力団等排除措置要綱」の内容を熟知のうえ参加してください。

- (8) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結時に納付しなければなりません。ただし、小金井市契約事務規則第47条第2項各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがあります。
- (9) 新型コロナウイルスの感染拡大の状況から、本プロポーザルの日程や審査方法等に変更が生じることがあります。

1.7 問合せ先

〒184-0004 小金井市本町1丁目1番32号

担当者：小金井市教育委員会生涯学習部図書館庶務係 碓井

電話：042-383-1138（直通）

FAX：042-384-3728（直通）

E-mail：k020399@koganei-shi.jp